

令和 8 年度第 1 回定例農業委員会 議事録

1. 開催日時

令和 8 年 4 月 10 日（金） 開会 9 : 30

2. 開催場所

岡垣町役場 大会議室

3. 出欠の状況

（1）出席委員 11 名

俵口 和義	木原 緑	廣渡 秀雄
野中 良雄	山田 和夫	安部 慈人
花田 三枝	門司 雅門	桃川 公治
大村 武彦	神谷 義幸	

（2）欠席委員 1 名

田中 誠二

（3）出席農地利用最適化推進委員 2 名

増田 重美 木原 幸信

4. 委員会に附した議案

議案第 1 号 農地の一時利用届について

議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

5. 事務局出席者

秦 啓 三並 裕紀 後藤 瑞貴

議長 ただ今より第1回の定例総会を開催させていただきます。起立。礼。おはようございます。

全員 おはようございます。

議長 それでは本日は現地確認がございますので、現地確認順序について事務局説明をお願いします。

事務局 今から現地確認に向かいます。対象地は原で1件、農地の一時利用の案件と吉木で1件5条申請の案件、海老津で1件5条申請の案件です。以上です。

【現地確認】

議長 それでは再開します。議事に入ります前に本日の議事録署名人についてですが、7番の門司委員、8番の桃川委員よろしくお願い致します。それでは早速議事に入りたいと思います。議案第1号 農地の一時利用届について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の1ページをご覧ください。議案第1号、農地の一時利用届について。農地法施行規則第29条に規定される町による農地の一時利用について、意見を決定するため審議を求める。令和8年4月10日提出、岡垣町農業委員会会長 俵口和義。

1ページをご覧ください。今回1件、町から届出されています。対象地については2筆で、議案に記載のとおりです。利用目的は農地災害復旧工事のためで利用期間は令和8年5月1日から令和8年9月30日の5か月です。位置図を2ページと3ページに載せています。場所は内浦小学校から原の集落方向に曲がって進んだ先の左手の農地の一角です。4ページに利用計画図及び断面図を載せています。農地横の水路護岸を復旧する工事を行うためのものであり、間知^{けんち}ブロック、コンクリートブロックを25㎡搬入します。一時利用終了後は耕起し、復旧することとなっています。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第1号について、何かご意見、ご質問等ありましたら。それでは意見なしという事で、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員ということで。それでは続きまして議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局お願いします。

事務局 5ページをご覧ください。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による許可申請について、同条第2項の規定に基づき許可の可否について審議を求める。令和8年4月10日提出。岡垣町農業委員会会長俵口和義。こちらの議案につきましては昨日、令和8年4月9日に譲受人、譲渡人の双方から申請を取り下げる旨の報告がありました。理由と致しましては、管理等は今譲受人にしている状況ですが、双方所有権移転までは考えていなかったためということです。です

ので、議案は取り下げとなっております。説明は以上です。

議長 それでは続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局お願いします。

事務局 それでは議案の8ページをご覧ください。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。令和8年4月10日提出、岡垣町農業委員会会長俵口和義。

今回は2件の申請が出されております。9ページをお開きください。1件目は、譲受人と譲渡人は記載のとおりで、場所は吉木西1丁目1141番地1、地目は田、面積は500㎡、区分は農振地域外、権利の内容は所有権の移転で、転用目的は宅地分譲です。位置図を10ページに載せています。場所は、吉木小学校南の交差点を中央公民館に向かって曲がったところの左手の農地です。地籍図を11ページに、現況図を12ページに載せています。13ページには平面図を、14ページには縦横断面図を載せています。13ページの平面図をご覧ください。雨水は、青色の矢印で示されています。図面上、東側の溜枳に排水する形となっています。下水については、北西の農道側にある下水に接続することとなっています。それでは別紙でお配りしております、許可基準表3ページをご覧ください。1.立地基準については、都市計画法の用途地域内の農地であるため、第3種農地となります。続いて2.一般基準です。1、転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無については、提出された資金計画書と事前審査結果から問題ないことを確認しております。2、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無については、登記簿謄本から申請人の土地であることを確認しております。3、申請に係る用途に遅滞なく供することの見込みについては、提出された事業計画書から許可後6月ごろに着工することを確認しているため、○としています。6、転用計画面積の妥当性については、土地利用計画図から申請箇所全体を有効活用することを確認しておりますので、○としています。8、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、提出された水利関係承諾書から問題ないことを確認しております。1件目の説明については以上となります。

続いて2件目の説明に入らせていただきます。それでは再び議案9ページをご覧ください。2件目の譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は1筆です。場所は海老津駅前1225番地10、地目は田、面積は195㎡、区分は農振地域外、権利の内容は所有権の移転で、転用目的は駐車場です。場所は、海老津駅前交差点の一角にあるセブンイレブンの左手です。15ページに位置図、16ページに地籍図を載せています。17ページに現況測量図、18ページに利用計画図、19ページに縦横断面図を載せています。別紙許可基準表2ページをご覧ください。1.立地基準については、都市計画法の用途地域内の農地であるため、第3種農地となります。続いて2.一般基準です。1、転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無については、提出された資金計画書と事前審査結果から問題ないことを確認しております。2、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無については、登記簿謄本から申

請人の土地であることを確認しております。3、申請に係る用途に遅滞なく供することの見込みについては、提出された申請書及び契約書から確認しているため、○としています。6、転用計画面積の妥当性については、土地利用計画図から申請箇所全体を有効活用することを確認しておりますので、○としています。8、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、提出された水利関係承諾書から問題ないことを確認しております。また、先ほどの現地確認から分かるように既に着工済みの案件です。当該土地は以前より砂利敷き駐車場として使用されており、現在はアスファルト舗装の駐車場として利用されています。本来であれば、農地への復旧をすべきところではありますが、申請地は都市計画法の用途地域内の農地であり、原則許可となっているため、今回追認という形で審議をお願いいたします。また、今後同様の案件がある場合は、事前に然るべき申請を行ってもらうようお願いをしております。2件目の説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第3号の1件目について、当該委員さん。

門司委員 現場で実際業者と立ち会って雨水関係のほうも確認取れておりますので問題ないと思います。

議長 それでは議案第3号1番の件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたら。ないようでしたら議案第3号1番につきまして許可相当と思われる方挙手をお願い致します。はい、全員賛成ということで。それでは議案第3号2番につきまして質問・ご意見等ございましたら。よろしいでしょうか。

廣渡委員 ちょっといいですか。説明で始末書を取っているとの事ですが、取ってあるんですか？

事務局 はい。受領しております。

議長 その他、何かご質問等ございますか。ないようでしたらこのまま事後承諾という事になりますので、結果こういう形になっております。今後こういった事が起こらないように是非色んな形で色々な情報を仕入れていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。続きまして、その他について移りたいと思います。事務局説明をお願いします。

【その他の項】

1. 岡垣町の農業巡りツアーについて

2. 令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について

3. 日程について

令和 8 年度全国農業委員会会長大会

日 時：令和 8 年 6 月 2 日（火）～ 3 日（水）

場 所：東京都

参集範囲：会長

4. 農地の一時利用届の延長について

5. 次回の日程について

・日 時：5 月 8 日（金） 午後 9 時 30 分から

・場 所：岡垣町役場 大会議室

議長 それでは、以上をもちまして第 1 回の定例総会を終わらせて頂きます。起立、礼。お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名人
